

広永污水詳細設計付管渠布設工事

公募型プロポーザル方式試行実施要領

1. 実施要領について

四日市市では下水道（污水）の未普及解消を早期に実現するための方策として、試行的に設計・施工の一括発注を実施する。

本工事は、下水道管渠の面整備において、民間企業の優れた技術を活用し、設計・施工の品質確保、合理的な設計、効率性を図るため、設計・施工を一括で発注するものであり、円滑に本工事を実施できる候補者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2. 工事概要

① 工事名称：広永污水詳細設計付管渠布設工事

② 工事内容：設計概要

管渠実施設計（詳細設計）

総設計延長 L = 790.00m

開削工法φ200mm L = 790.00m

污水柵設置申請書回収業務 一式

施工延長 L = 790.00m

φ200mm管布設工 L = 790.00m

舗装復旧工 一式（管渠埋設区間全面復旧）

施工管理業務 一式（2回/週）※半日/回

③ 履行期間：契約締結日より令和3年8月31日まで

④ 発注者：四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

⑤ 事務局：四日市市上下水道局 技術部 下水建設課 下水建設第1係

住所：〒510-0076

三重県四日市市堀木一丁目3番18号

電話：059-354-8223 FAX：059-354-8303

E-mail：gesuikensetsu@city.yokkaichi.mie.jp

3. 参加募集方法

四日市市上下水道局ホームページにおいて公表

4. 選定方法

公募型プロポーザル方式

5. 提案上限額

本工事の予算額（契約上限額）は、91,313,000円(消費税抜き)とする。

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV（甲型）」という。）のすべての構成員は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項および第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本工事の公告日から契約締結日までいずれの日においても、四日市市入札参加資格停止基準の規定により入札参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 特定JV（甲型）の代表者となる者は、四日市市請負工事入札参加資格者名簿に土木一式工事（Aランク）で登録があること。

また、建設業の許可区分は、特定建設業とする。

- (5) 特定JV（甲型）の代表者以外の構成員となる者は、四日市市請負工事入札参加資格者名簿に土木関係建設コンサルタントで登録があること。
- (6) 特定JV（甲型）の構成員は、代表者を含め2者とする。
- (7) 代表者は四日市市内に、代表者以外の構成員は三重県内に、それぞれ本店を有すること。
- (8) 特定JV（甲型）の各構成員の出資比率は、最低30%以上とする。また、代表となる構成員の出資比率は、構成員のなかで最大であること。

(9) 代表者に求める技術者要件

- ① 代表者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にある主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。）又は監理技術者（建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けているもの）を有する者を配置できること。
- ② 契約締結日において、他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者になっている者は、技術者等として配置できない。ただし、契約締結日の前日までに工事完成届等が受理された場合は、他の工事に従事していないものとする。
- ③ 現場代理人は、1級国家資格者（土木一式）とする。
- ④ 主任技術者又は監理技術者は、1級国家資格者（土木一式）とする。
- ⑤ 現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務できるものとする。

(10) 代表者以外の構成員に求める技術者要件

- ① 代表者以外の構成員と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にある管理技術者及び照査技術者を配置できること。
- ② 契約締結日において、本市発注業務で3件の管理技術者を兼務している者は、管理技術者として配置できない。
- ③ 管理技術者は、技術士（下水道）又はRCCM（下水道）の資格を有する者とする。

④照査技術者は、技術士（下水道）又はRCCM（下水道）の資格を有する者とする。
また、照査技術者は当該工事の管理技術者を兼ねることはできない。

(11)①特定JV（甲型）は、当該工事の契約の履行後精算が終了するまでの間は、解散することができない。

②当該工事を受注できなかった特定JV（甲型）は、(11)①の規定に関わらず、当該工事に係る契約が締結された日に解散するものとする。

7. 日程

プロポーザルによる選定における日程は、次のとおりとする。

項目	日程
1. 実施要領の掲載	令和 2年 9月28日
2. 実施要領に関する質問受付期限	令和 2年10月12日
3. 質問の回答日	受付した日の翌日より起算して営業日5日以内
4. 提案書等の提出期限	令和 2年11月 2日
5. 参加資格審査結果の通知	令和 2年11月 5日
6. プレゼンテーション	令和 2年11月16日（予定）
7. 契約候補者の選出、結果通知（発送）	令和 2年11月19日（予定）
8. 契約締結	令和 2年12月10日（予定）

※項目 6 以降の日程については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、変更する場合があります。

8. 参加申込の方法

- ① 提出期間：令和2年 9月28日（月）から
令和2年11月 2日（月）午後4時まで
- ② 提出先：四日市市上下水道局 技術部 下水建設課 下水建設第1係
住所：〒510-0076
三重県四日市市堀木一丁目3番18号
電話：059-354-8223
- ③ 提出方法：持参とする。なお、事前に提出先へ電話でアポイントを取るものとする。
- ④ 提出部数：1部
- ⑤ 提出書類
 - 1) 特定建設工事共同企業体公募型プロポーザル参加資格審査申請書（様式第1）
 - 2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2及び様式第3）（写し）
 - 3) 委任状（様式第4）
 - 4) 使用印鑑届（様式第5）
 - 5) 現場代理人の経歴書（代表者）（様式第6）代表者のみ提出すること。該当する資格の1つに○を記入し、資格保有を証する書類（資格証の写し等）を添付すること。

6) 配置技術者の種類確認表（様式第 7）

すべての構成員について、配置技術者の種類確認表を提出すること。

保有資格等について、該当するすべての資格に○を記入し、資格保有等を証する書類（資格証の写し等）を添付すること。

予備の技術者（1 技術者につき、予備 1 名）を記載した場合は、どちらか低いほうの技術者評価を行うものとする。

資料作成にあたり、別紙 1（評価基準）を十分確認すること。

7) 企業の施工実績確認表（様式第 8）

8) 企業の業務実績確認表（様式第 9）

9) 実施提案書の鑑（様式第 1 0）

10) 実施提案書（様式第 1 1）及び（様式第 1 2）

すべての項目（様式第 1 1 及び様式第 1 2 の各 2 項目、合計 4 項目）について、実施提案書を作成、提出すること。なお、実施提案書に記述する文字の大きさは、11 ポイント程度にしてください。

11) 補足資料（様式第 1 1-1、様式第 1 1-2）及び（様式第 1 2-1、様式第 1 2-2）

ア. 補足資料様式には、必要に応じて実施提案書に記述した内容を補足説明するための図面・表・写真等の写しを添付してください。

イ. 添付した図面・表・写真等は、どの提案項目の、どの記述箇所を補足説明したものかわかるようにしてください。

ウ. 補足資料様式は、補足説明するための図・表・写真等を最大 2 ページで記述し、提出してください。評価は最大 2 ページについてのみ行います。

エ. 補足資料様式は、A 4 片面印刷とします。

オ. 図面・表・写真等に、入札参加者が特定できる企業名等の表示はしないでください。

カ. 補足資料に記述する文字の大きさは、11 ポイント程度にしてください。

12) 提案価格確認表（様式第 1 3）

13) 代表者は、過去 5 年間 {平成 27～31（令和元）年度に完成した工事}の本市工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写し又は、一覧表（工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの）を提出すること。

14) 代表者は、過去 10 年間（平成 23～令和 2 年度表彰）の優良工事表彰の実績のわかる書類（①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写し）又は一覧表（表彰年度、業種、工事名、最終請負金額がわかるもの）を提出すること。

15) 入札参加資格の審査結果通知等

①入札参加資格が認められない者については、令和 2 年 1 1 月 5 日(木)に電話により通知する。入札参加資格が確認できた者には連絡しない。

②入札参加資格が認められなかった者は、令和 2 年 1 1 月 9 日(月)午後 3 時までに書面により、その理由について説明を求めることができる。

③上記②の規定により求められた説明については、令和2年11月10日(火)までに書面で回答する。

9. 質問の受付及び回答

質問は、「質問書(様式第14)」を提出すること。

(1) 質問内容： 参加資格審査申請及び実施提案に関する質問

(2) 受付期間： 令和2年9月28日(月)から令和2年10月12日(月)まで
※土・日曜日および祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出先： 四日市市上下水道局 技術部 下水建設課 下水建設第1係

住所：〒510-0076

三重県四日市市堀木一丁目3番18号

電話：059-354-8223

(4) 提出方法：持参とする。なお、事前に提出先へ電話でアポイントを取るものとする。

(5) 回答方法：質問書を受理した日の翌日より起算して営業日5日以内に四日市市上下水道局ホームページに掲載する。

なお、掲載期間は、令和2年11月2日(月)までとする。

※個別に回答は行わないものとする。

10. プロポーザルの辞退

参加申請をした者が、本プロポーザルを辞退する場合は、令和2年11月2日(月)までに事務局へ辞退届を提出すること。

11. 実施提案に関するプレゼンテーションの実施

本工事の候補者を選定するにあたり、実施提案書の詳細について、参加者がプレゼンテーションを行うものとする。(プレゼンテーション：10分以内、質疑応答：5分程度)

後日、指定する日時に実施するプレゼンテーションに代表者の配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)及び代表者以外の構成員の配置予定技術者(管理技術者)は必ず出席するものとする。また、代表者又は代表者以外の構成員の社員も出席可能とするが、代表者の主任技術者又は監理技術者及び代表者以外の構成員の管理技術者を合わせて3名までとし、発言は、代表者の主任技術者又は監理技術者及び代表者以外の構成員の管理技術者とする。

代表者及び代表者以外の構成員のプレゼンテーションに出席した配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者及び管理技術者)以外は、受注後、主任技術者又は監理技術者及び管理技術者に配置できないものとする。

代表者及び代表者以外の構成員の配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者及び管理技術者)のいずれかが、プレゼンテーションに欠席した場合、実施提案に関する評価点を0点とする。

また、予備の主任技術者又は監理技術者及び管理技術者を「配置技術者の種類確認表(様式第7)」において、記載できるものとするが、プレゼンテーションに出席する代表者及び

代表者以外の構成員の配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者及び管理技術者）は各1名とし、同様式にて、予備の技術者を記載した場合は、プレゼンテーション当日までに1名を決め、「プレゼンテーション出席者（配置予定技術者）届出書（様式第15）」を提出すること。なお、プレゼンテーションは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催しない場合がある。

12. 審査・契約候補者の選定

① 審査方法

- 1)選定委員は参加申込者が提出した提案書やプレゼンテーション等について、「評価基準」（別紙1）に基づき評価を行い、評価点集計を行う。なお、プレゼンテーションを開催しない場合は、それ以外の項目（80点）にて評価する。
- 2)審査の評価点の合計点が高い順に契約候補者及び次点者を決定する。

② 審査結果等の通知・公表

審査結果等については、「プロポーザル審査結果通知書（様式第16）」をもって参加者に通知するとともに、四日市市上下水道局ホームページに掲載する。

審査結果の通知・公表： 令和2年11月19日（木）【予定】

③審査結果等に対する説明

上記②の通知を受けた者は通知をした翌日から起算して営業日5日以内に、書面により、四日市市上下水道事業管理者に対して審査結果等に対する説明を請求することができる。

また、請求に対する回答については、請求期限の翌日から起算して営業日10日以内に、書面により回答する。

13. 契約相手方の決定

- (1)「12. 審査・契約候補者の選定」において選定した候補者から見積書及び内訳書を徴収し、提案価格の制限の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 候補者との契約が成立しない場合は、次点の提案者から契約の交渉を行う。

14. 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

15. 失格事項

本プロポーザルの参加申込者もしくは提出された参加資格審査申請書等の提出書類が、次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1)「6. 参加資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) その他本要領に違反すると認められる場合

16. その他

- (1) 発注者は、候補者の審査・選定を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して

使用することがある。

- (2) 提出された書類は返却しないものとする。
- (3) 本件に係る情報公開請求があった場合の取扱いは、「四日市市情報公開条例及び四日市市情報公開条例事務取扱要領」によるものとする。なお、参加者から提出された実施提案にかかる資料は公表しないものとする。
- (4) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) この工事の契約が成立するまでの間において、代表者又は構成員候補者のいずれかが「15. 失格事項」に該当することになった場合は契約を締結しないものとする。
- (6) 実施提案書に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格の停止を行う場合がある。
- (7) 実施提案書は、工事請負契約書と同じ扱いになるものとする。
- (8) 当該工事における実施提案内容については、「公募型プロポーザル方式技術提案履行確認協議書(様式第17)及び公募型プロポーザル方式技術提案履行確認書(施工時)(様式第18)」を交わし、履行確認を行います。なお、不履行の場合は「10点」を次年度に募集する詳細設計付管渠布設工事のプロポーザル審査における実施提案等の合計値から減点するものとする。また、実施提案不履行の場合は、すべての構成員が減点対象となり、減点対象ではない構成員と新たな特定建設工事共同企業体を結成した場合においても、新たな特定建設工事共同企業体が減点対象となるものとする。
- (9) 工事成績及び優良工事表彰について、該当する年度が、それぞれ異なるため、十分確認のうえ、資料の作成を行うこと。

17. 問い合わせ先

事務局：四日市市上下水道局 技術部 下水建設課 下水建設第1係

住 所：〒510-0076

三重県四日市市堀木一丁目3番18号

電話：059-354-8223 FAX：059-354-8303

E-mail：gesuikensetsu@city.yokkaichi.mie.jp